

国立大学法人京都会計実施規則新旧対照表

改正前			改正後		
(前略)			<p>附則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>		
別表第1 経理単位及び経理責任者（第2条関係）			別表第1 経理単位及び経理責任者（第2条関係）		
経理単位	経理責任者	範囲	経理単位	経理責任者	範囲
本部構内（文系） 共通	本部構内（文系） 共通事務部長	文学研究科・文学部	本部構内（文系） 共通	本部構内（文系） 共通事務部長	文学研究科・文学部
		文化財総合研究センター			文化財総合研究センター
		教育学研究科・教育学部			教育学研究科・教育学部
		法学研究科・法学部			法学研究科・法学部
		公共政策連携研究部・公共政策教育部			公共政策連携研究部・公共政策教育部
		経済学研究科・経済学部			経済学研究科・経済学部
		経営管理研究部・経営管理教育部			経営管理研究部・経営管理教育部
		人文科学研究所			人文科学研究所
		経済研究所			経済研究所
		総合博物館			総合博物館
		学生総合支援センター			学生総合支援センター
大学文書館	大学文書館				
	(略)		(同左)		
事務本部	財務部長	総務部	事務本部	財務部長	総務部
		渉外部			企画・情報部（情報推進課、情報基盤課を除く）
		財務部			財務部
		施設部（工事等を除く）			施設部（工事等を除く）
		学務部			教育推進・学生支援部
		研究国際部			研究推進部
		総長室			
情報部	情報部長	情報部	企画・情報部	企画・情報部長	企画・情報部（情報推進課、情報基盤課に限る）
備考 施設部については、施設部で所掌する工事、宿舍、全学施設等に関する経理の範囲とする。			備考 施設部については、施設部で所掌する工事、宿舍、全学施設等に関する経理の範囲とする。 企画・情報部については、情報推進課及び情報基盤課が所掌する事務に関する経理の範囲とする。		
別表第2 出納責任者（第8条関係） 第1表			別表第2 出納責任者（第8条関係） 第1表		
経理単位	出納責任者	範囲	経理単位	出納責任者	範囲
本部構内（文系） 共通		文学研究科・文学部	本部構内（文系） 共通		文学研究科・文学部
		文化財総合研究センター			文化財総合研究センター
		教育学研究科・教育学部			教育学研究科・教育学部
		法学研究科・法学部			法学研究科・法学部
		公共政策連携研究部・公共政策教育部			公共政策連携研究部・公共政策教育部
		経済学研究科・経済学部			経済学研究科・経済学部
		経営管理研究部・経営管理教育部			経営管理研究部・経営管理教育部
		人文科学研究所（文献複写料）			人文科学研究所（文献複写料）
		人文科学研究所（文献複写料を除く）			人文科学研究所（文献複写料を除く）
		経済研究所			経済研究所
		総合博物館			総合博物館
学生総合支援センター	学生総合支援センター				
大学文書館	大学文書館				
	(略)		(同左)		
事務本部	経理課長	総務部	事務本部	経理課長	総務部
		渉外部			企画・情報部（情報推進課、情報基盤課を除く）
		財務部			財務部
		施設部（清風会館収納金、楽友会館収納金及び本部構内入構整理料収納金を除く）			施設部（清風会館収納金、楽友会館収納金及び本部構内入構整理料収納金を除く）
		学務部（小口現金を除く）			教育推進・学生支援部（小口現金を除く）
		研究国際部			研究推進部
		総長室			
学務部（小口現金）	教育推進・学生支援部（小口現金）				
	(略)		(同左)		
情報部		情報部	企画・情報部		企画・情報部（情報推進課、情報基盤課に限る）
備考 出納責任者欄中、空欄については、それらの範囲において出納事務を取扱う職員に任命する。			備考 出納責任者欄中、空欄については、それらの範囲において出納事務を取扱う職員に任命する。 企画・情報部については、情報推進課及び情報基盤課が所掌する事務に関する出納の範囲とする。		

改正前		改正後	
(中略)		(中略)	
別表第3 たな卸資産管理責任者等(第23条関係)		別表第3 たな卸資産管理責任者等(第23条関係)	
管理単位	たな卸資産管理責任者	管理単位	たな卸資産管理責任者
文学研究科・文学部	研究科長	文学研究科・文学部	研究科長
	(略)		(同左)
事務本部(情報部に係るものを除く)	施設部長	事務本部	施設部長
情報部	部長	企画・情報部	部長
備考		備考	企画・情報部情報推進課及び情報基盤課が所掌する事務に関する範囲については、企画・情報部が管理する。
(後略)			